

2022 年 3 月・4 月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2022 年 3 月 31 日及び 4 月 1 日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2022 年 3 月・4 月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Nishan Fernando 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon-Hutter 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker 他

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2022 年 3 月・4 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
料金規制対象活動	45 分	50 分	3
特約条項付の非流動負債	45 分	50 分	6
基本財務諸表	90 分	90 分	9
サプライヤー・ファイナンス契約	45 分	45 分	17
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	20 分	21

今後の日程(予定)

2022 年 7 月 11 日及び 12 日（ロンドン IASB）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会、ディスクロージャー専門委員会及び料金規制会計専門委員会において検討を行った。

II. 料金規制対象活動

議題の概要

3. IASB は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「規制資産及び規制負債に係る公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2021 年 7 月 30 日）。IASB は 2021 年 10 月以降、規制資産及び規制負債に係る公開草案に対して寄せられたコメントを分析して、再審議の方向性を決定し、範囲のいくつかの論点について再審議を始めたところである。本セッションでは、IASB から再審議の現況が報告され、ASAF メンバーからの助言が求められている。
4. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) IASB が提案した再審議へのアプローチについて、ASAF メンバーは何か質問又はコメントがあるか。
 - (2) ASAF メンバーは、IASB が範囲と合計許容報酬に関連する提案の再審議を優先させることに同意するか。
 - (3) 範囲に関する IASB のこれまでの議論を踏まえて、このトピックに関する次回の IASB ボード会議における議論の進め方について、ASAF メンバーは何か提案があるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、IASB が範囲及び合計許容報酬に焦点を当てるべきであることに同意するが、この 2 つは相互に関連しているため、パッケージとして議論されるべきである。

6. ASBJ からの発言に対する又は関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 範囲の決定に際して合計許容報酬の定義を参照する必要があることから、合計許容報酬の変更が範囲に影響を及ぼす可能性がある点に留意が必要と考える。
- (2) 範囲を単独で優先して議論すべきという意見があるなかで、範囲と関連する論点はパッケージとして行うべきという意見があったのは、気付事項であった。範囲と合計許容報酬は関連し、また、合計許容報酬が割引率にも関連するため、まとめて審議を行う方法もあり得る。（IASB Barckow 議長）

- (3) 範囲及び合計許容報酬は、そこまで相互に関連していないと考えている。確かに、合計許容報酬に関する決定は、規制資産と規制負債の母集団に影響し、範囲にも影響するが、これにより範囲における要件が変わるというわけではない。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(再審議の計画及び優先順位)

- (1) 再審議の計画に同意する。
- (2) 再審議の計画を概ね支持する。ただし、我々の法域の利害関係者からは、測定よりも範囲及び認識の論点が重要であり、これらを優先させるべきであるという意見が聞かれた。
- (3) 我々の法域からは、不確実性の高い規制資産及び規制負債の認識基準に関する議論について優先度を高くすべきであるという意見が聞かれた。また、開示の粒度及び経過措置についても議論を行うべきとの意見が聞かれた。
- (4) 合計許容報酬の再審議について、特に次の論点に大きな関心があるとの意見が聞かれた。
 - ① 規制資本ベースと有形固定資産の測定のベースとの差に関する論点
 - ② 建設仮勘定に対するリターン

(範囲に関する議論)

- (5) これまでに行われた範囲に関する暫定決定は有用であると考えている。
- (6) これまでに行われた範囲に関する暫定決定を概ね支持する。ただし、我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」の適用範囲に含まれる取引との関係について更なる調査を行うべきであるという意見、及び異なる法域における規制上の合意を識別するための積極的な活動を行うべきという意見が聞かれている。また、どのような規制スキームが範囲内か外かを明示的に規定しないことに対して懸念が聞かれている。
- (7) 我々の法域の利害関係者からは、自己規制に関する問題が本当に解決されるのか

疑問であるとの意見が聞かれた。基準化の前に最終文案を示したうえで、アウトリーチ及びテストを行い、意見を募ることが重要と考える。

(その他)

- (8) 我々の法域の利害関係者は、IASB が規制資産及び規制負債を認識する会計基準を開発していること、その結果、米国会計基準との整合性が高くなることを評価している。IASB のモデルでは、合計許容報酬と割引率の取扱いが大きな問題となっているが、米国会計基準のモデルは、コストベースであるためにこの問題は発生していない。米国会計基準のコストモデルはこれまで十分機能してきており、財務諸表利用者からも、収益額を修正しなくても、コスト繰延やコスト見越計上の金額が把握できれば、分析には有用であるとの意見が聞かれている。
- (9) 我々の法域の一部の利害関係者からは、財務報告と規制当局への報告とが整合していないことについて実務的な困難性が生じているとの意見が聞かれている。本プロジェクトでは両者を整合させることは意図していないと理解しているが、今後、その理由を説明していくべきであると考ええる。
- (10) 我々の法域では、料金規制の対象となる企業は IFRS 基準の適用が一時的に免除され、米国会計基準が適用されている。当該免除措置は 2024 年に期限を迎えるため、再審議のタイムラインを把握したい。
- (11) 他の基準との相互関係（IFRS 第 17 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に関連する適用除外の可能性や、IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」との関係）について、今後十分検討する必要があると考える。

III. 特約条項付きの非流動負債

議題の概要

8. 本セッションでは、IASB が 2021 年 11 月 19 日に公表した公開草案「特約条項付の非流動負債（IAS 第 1 号の修正案）」（以下「本 ED」という。）について、ASAF メンバーの法域における初期的フィードバックについて議論が行われた。
9. ASAF メンバーに対し、次の IASB の提案を支持するかが問われていた。
 - (1) 負債の流動又は非流動への分類—企業が報告日以前に遵守しなければならない特約条項（以下「コベナンツ」という。）のみが流動又は非流動の分類に影響を与える。
 - (2) 区分表示—企業が報告日後 12 か月以内に遵守することが必要なコベナンツの対象となっている負債を非流動に分類する場合、財政状態計算書において区分して表示する。
 - (3) コベナンツについての情報の開示—企業は 12 か月以内に負債が返済不能になるリスクを投資家が評価できるような、次のような情報を開示する。
 - ① 当該コベナンツ（その内容及び企業がそれを遵守しなければならない日付）。
 - ② 報告日において、企業が当該コベナンツを遵守しているかどうか。
 - ③ 企業が将来において、当該コベナンツを遵守すると見込んでいるかどうか、及びどのように遵守すると見込んでいるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

10. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

（負債の流動又は非流動への分類について）

- (1) 報告期間後 12 か月以内に遵守しなければならない条件が、負債の流動又は非流動への分類に影響を与えないことを定める本 ED の提案に同意する。

（区分表示について）

- (2) コベナンツ付の負債を非流動に区分する場合に、財政状態計算書において区分して表示することを具体的に要求する提案については、全ての企業において要求すべきものではないため、支持できない。

(開示について)

- (3) コベナントの内容及び企業がそれを遵守しなければならない日付などの開示を要求する提案の趣旨は理解できるが、財務諸表利用者にとって真に有用な開示情報に限定する必要がある、重要性の原則についてガイダンスの追加を提案する。
- (4) 報告日に企業が当該コベナントを遵守しているかどうか、また企業が将来において、当該コベナントを遵守すると見込んでいるかどうか、及びどのように遵守すると見込んでいるかの開示要求についても、全ての企業において要求すべきものではないため、支持できない。

11. ASBJ からの発言に対する又は関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

(負債の流動又は非流動への分類について)

- (1) 報告期間後 12 か月以内に遵守しなければならない条件が、負債の流動又は非流動への分類に影響を与えないことを定める本 ED の提案に同意する。
- (2) 負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していない場合として、「不確実な将来の事象又は結果が発生し（又は発生せず）、その発生（又は不発生）が企業の将来の行動の影響を受けない場合」が第 72C 項(b)に定められているが、明確に判断ができるように、ガイダンスの追加が必要と考える。
- (3) 負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していない場合を定めた第 72C 項は、意図しない問題を生じさせる可能性があるため、削除した方がよいと考える。
- (4) 「不確実な将来の事象又は結果が発生し（又は発生せず）、その発生（又は不発生）が企業の将来の行動の影響を受けない場合」の具体例として挙げられている保険契約負債が、将来にわたって支払の延期が可能であるような状況は多く見られ、すべての保険契約負債を流動負債に分類すべきとは考えられないため、第 72C 項(b)は削除すべきと考える。
- (5) 「不確実な将来の事象又は結果が発生し（又は発生せず）、その発生（又は不発生）が企業の将来の行動の影響を受けない場合」については、貸借対照表日に存在する事象と将来発生する可能性のある事象をどの時点から見るべきかという複雑な問題を引き起こすと思うが、なぜその事象が会社の活動に関するものと他の活動に関するものとで異なる答えが得られるのか理解できない。

(区分表示について)

- (6) 区分表示について、本 ED の代替的見解の理由から、提案は支持しない。

(開示について)

- (7) コベナントについての情報を開示するにあたり、どの程度開示すべきかが明確でないため、追加のガイダンスを設ける必要があると考える。
- (8) コベナントについての情報の開示が必要であることには同意するが、開示の範囲を限定し、コベナントを遵守できることが合理的に期待できるようなものに焦点を当てるべきではないか。
- (9) コベナントの取決めに対し報告期間中に発生した貸手の権利放棄などについて、追加で開示することを提案する。このような情報は、企業のリスク戦略の見直しやコベナントの遵守のための情報など、財務諸表利用者に有用な情報を提供することになると考える。
- (10) コベナントについての開示要求については、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。)の修正として検討するのではなく、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第 7 号」という。)の修正として検討すべきではないか。
- (11) 本 ED の第 76ZA 項(b)(iii)で開示を要求している「企業が将来において、当該コベナントを遵守すると見込んでいるかどうか、及びどのように遵守すると見込んでいるか」については、評価することが非常に難しいと考える。
- (12) 本 ED の第 76ZA 項(b)(iii)で開示を要求している「企業が将来において、当該コベナントを遵守すると見込んでいるかどうか、及びどのように遵守すると見込んでいるか」については、例えば、将来のビジネス上の意思決定と区別することが困難であり、このような開示は財務報告の目的の範囲外と考えられる。
- (13) コベナント情報の開示に関する本 ED の提案を支持する。

参加者のその他の発言

12. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 期中財務報告への影響もあるため、IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正が必要かどうかを明確にしてもらいたい。

IV. 基本財務諸表

議題の概要

13. IASB は、2019 年 12 月に基本財務諸表 (Primary Financial Statements) プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) に関連する公開草案「全般的な表示及び開示」 (以下「本公開草案」という。) を公表し、2020 年 9 月 30 日までコメントを募集した。IASB は、2021 年 3 月の IASB ボード会議より、本公開草案の再審議を開始している。ASAF 会議における本プロジェクトのセッションの目的は以下のとおりである。

プロジェクトの状況のアップデート

- (1) ASAF メンバーに本公開草案の提案の再審議の状況のアップデートを行い、今後の方向性に関して一般的なアドバイスを求める。

性質別営業費用の注記における開示

- (1) ASAF メンバーに以下の概要を説明する。
- ① 営業費用を機能別に報告している企業に対して、営業費用の総額を性質別に注記で開示することを要求している本公開草案の提案に関するフィードバック
 - ② 本件に関する再審議の最新の状況
- (2) 損益計算書において営業費用を機能別に報告している企業に対して、性質別の営業費用を開示する要求事項を IASB が開発するに際してのアドバイスを ASAF メンバーに求める。

14. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

プロジェクトの状況のアップデート
(1) これまでの暫定決定を踏まえて、他の論点を再審議するアプローチに関して何か提案することはあるか。
性質別営業費用の注記における開示
(1) あなたの領域では、 ● 本公開草案の提案と比較して、IASB が検討すべき部分マトリックス法には特定の便益又はコストがあるか。 ● 特定のアプローチを選好するか、またその理由は何か。

- (2) 部分マトリックス法のコストを軽減させるために IASB ができる今後の基準設定活動に関して、何か追加の提案があるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

15. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(プロジェクトの状況)

- (1) コメントレターで述べたことを繰り返すが、我々は、IASB が経営者業績指標（以下「MPM」という。）を取り扱う方法に満足していない。企業が、IASB が定義した小計だけでは企業の業績を適切に表していない、あるいはそのような定義された小計は誤解を招く恐れがあると考える場合、当該企業は MPM を提示する可能性がある。そのような場合に、MPM は財務諸表の本表で、定義された小計と同じ明瞭性をもって表示されるべきであり、さもないと誤解を招く恐れがある。
- (2) 我々は、MPM と IFRS 基準において定められている最も直接的に比較可能な小計又は合計との調整表を企業が開示することについては賛成しているが、現在企業が提供している代替的業績指標（APM）のすべてについて調整表を求めた場合、企業の自主的な開示を妨げることになる。
- (3) これまでも説明してきたとおり、我々の法域では、企業が二つの会計基準（例えば、IFRS 基準と自国基準）に基づく財務諸表を作成することは、珍しいことではない。自国基準の採用は、法令により強制されている場合もあれば、完全に任意の場合もある。仮に、現地会計基準の財務諸表の小計が MPM と考えられた場合には、調整表の作成コストは膨大となり、我々の領域において IFRS 基準の採用を進める上で障害となる。また、このような調整表は投資家を混乱させる可能性がある。したがって、IASB が反証可能な推定を設けることでこれに対処しようとしていることは認知しているが、これだけでは十分ではない。

(性質別営業費用の注記における開示)

- (4) 費用機能法を選択した企業にのみ部分マトリックス法の追加開示を要求しているという非対称な取扱いには賛成できない。
- (5) 部分マトリックス法の課題は、IASB が分解すべき項目をどのように決定するかにある。
- (6) IASB は、部分マトリックス法の開示が財務諸表利用者にどのように利用されること

を意図しているのかを説明すべきである。

- (7) 売上原価の分解には、期首と期末の在庫を構成する項目の分解を含むべきではない。

16. ASBJ からの発言に対する又は関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの状況)

本表表示か注記か

- (1) 欧州には欧州証券市場監督局 (ESMA) の「代替的業績指標に関するガイドライン」がある。我々の観点からは、MPM と IFRS 基準において定められている最も直接的に比較可能な小計又は合計との調整については、注記として開示するアプローチが馴染み深く、本表に表示することはおそらく過剰である (probably too much) という感覚を持っている。
- (2) MPM の本表表示については、本公開草案において明確に禁止されているわけではない。この件については、今後 IASB ボード会議で再審議する予定である。(IASB スタッフ)

調整表の開示

- (3) MPM の調整表による開示にはコストがかかるなど、実務上の課題があると認識している。特に、税効果及び非支配持分への影響の開示について懸念しており、我々の法域の利害関係者からは強い抵抗感が見受けられる。

MPM の範囲、自国基準、反証可能な推定

- (4) 異なる法域の規制当局による各規制要件に配慮した上で、基本財務諸表における要求事項の調整が行われることを希望する。この件につき、さらなるアウトリーチを行うことが有用と考える。
- (5) 米国など特定の証券制度下においては非 GAAP 指標のうちどのようなものが MPM として開示を要求されるのかが明確でないこともあり、我々の法域の利害関係者は、今後 MPM をどのように定義するかについて強い関心を持っている。
- (6) MPM に関する反証可能な推定については十分な検証が必要と考える。
- (7) 各法域における規制当局がある指標の開示を要求した場合に、我々はそれをどう

扱うべきか、今後調査を進める予定である。(IASB Barckow 議長)

(性質別営業費用の注記における開示)

非対称な取扱い

- (8) 機能別に費用を開示している場合には性質別の追加情報が財務諸表利用者にとって有用であるのに対して、逆のケースにおいてはなぜそうでないのか。このことにつき、財務諸表利用者の観点からさらなる洞察を得る必要があると考える。
- (9) 多くの財務諸表利用者は、費用を性質別に分類している場合に機能別の追加情報が必要と考えない可能性がある。費用を機能別に分類している企業にのみ追加の分解情報を要求する非対称な取扱いについては、このような財務諸表利用者のニーズに基づいたものであると理解している。(IASB 理事)

分解表示される項目の決定及び想定される財務諸表利用者の利用方法

- (10) 部分マトリックス法に一定の利点があることは認めるものの、分析対象の特定の際に恣意性が介入する可能性を否定できない。当該分析の目的を明確に示すことが非常に重要と考える。
- (11) 営業費用の性質別の分解情報には詳細なコスト分析が含まれており、商業上の機密性が高いため、企業からは開示に非常に消極的な意見が聞かれている。
- (12) 経営者は通常、ビジネスを管理する上で性質別の費用分析を用いないことや、IAS 第 1 号において、既に費用を機能別に分類している企業に対して減価償却費や従業員給付費用などにつき追加情報の開示が求められており、実務上特に問題が生じていないことを鑑みるに、ここで要求されている情報が本当に財務諸表利用者にとって有用なのかという疑念が生じる。情報の必要性につき明確な説明を要望する。
- (13) 財務諸表利用者は性質別の分解情報を、基本財務諸表間の関連性を理解するために必要としている。例えば売上総利益を予測する場合、損益計算書における売上原価と販管費の情報が必要になるが、同時にキャッシュ・フロー計算書の情報を用いた予測も行うためには、キャッシュ・フロー計算書における減価償却費などの費用項目につき、売上原価と販管費にどのように配分されているか、といった情報が必要になる。(IASB 理事)
- (14) 性質別の分解情報が必要な理由につき、資本市場諮問委員会 (CMAC) からは、ビジネスモデルの理解に必要であるとの意見が聞かれた。(IASB スタッフ)

- (15) 会社自体が使用しない情報が財務諸表利用者にとって本当に有用なのか、という意見も聞かれているが、経営者はビジネスの管理、投資家は企業価値評価のための将来キャッシュ・フロー予測、という目的の違いがあり、将来キャッシュ・フローの予測のためには営業費用の性質別分解情報は非常に重要であると認識している。

売上原価の分解

- (16) 売上原価の分解は困難であり、特に期首と期末の在庫を構成する品目の分解を含めるべきではないと考える。
- (17) 売上原価につき、一般的に期首と期末の在庫に関する分解は費用対効果が低いという認識があると理解している。場合によっては分解は可能かもしれないが、非常にコストがかかると考える。
- (18) 我々の法域の利害関係者からは、売上原価の分解情報を要求することは望ましくないとの意見が多く、次のいずれかとすることを提案する意見が聞かれている。

① 性質別の分解情報の開示を任意とする。

② 実務での運用に役立つ、詳細なガイダンスを提供する。

⇒現状では、原則的なアプローチを追求しており、さらに掘り下げた検討には着手していないものの、今後これらの提案されたアプローチについても検討を行う。

(IASB Barckow 議長)

- (19) 企業が提案されている情報を取得するためには、原価 (cost) と費用 (expense) を区別できる必要があり、高度な会計システムの導入が必要である。また、前提として IASB は原価とコストの用語を明確に定義する必要があると考える

参加者のその他の発言

17. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの状況)

- (1) 全体としては、これまでの暫定決定につき概ね支持している。
- (2) 営業費用につき、費用機能法と費用性質法の 2 つの方法を混合して科目を表示することを認めることが暫定決定されたが、我々がコメントレーターで懸念を表明し

ていた点でもあり、当該決定を非常に歓迎している。

- (3) IASB ボード会議では、「主要な事業活動」及び「通例でない収益及び費用」の明確化に優先的に取り組むべきであるという意見が聞かれた。主要な事業活動に関する解釈の影響は、他の提案にも波及する可能性がある。また、通例でない収益及び費用の定義が不明確であり、判断や解釈の余地が大きいため、一貫性のある適用を可能にするガイダンスの提供を要望する。
- (4) 財務活動に関する新しい定義につき、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）との関係などについてさらに検討を行うことが有意義であると考ええる。
- (5) 関連会社や共同支配企業から生じる収益及び費用を常に投資区分に分類するとの暫定決定には反対である。主要な事業活動に関連する場合は営業区分の中で表示する必要があると考える。
- (6) MPM の範囲に関して、少なくとも財政状態計算書に関連する MPM の開示を認めるべきである。例えば、EBITDA に対する純負債の開示は、経営者による事業運営を理解するうえで役立つと考える。

⇒現状は、損益計算書に関連するものに焦点を当てる方針であり、他の基本財務諸表における MPM の扱いについては現時点ではコメントは控える。(IASB Barckow 議長)

- (7) 当該プロジェクトの他にも議論すべき重要な論点がある。再公開草案の要否も含め、今後本プロジェクトにどれだけの時間を割くべきかにつき、費用対効果の観点も含めて慎重に判断して頂きたい。

⇒再公開草案については、その可能性が全くないとは言えないものの、現段階での検討は時期尚早だと考えている。(IASB Barckow 議長)

(性質別営業費用の注記における開示)

部分マトリックス法

- (8) 部分マトリックス法 1 を支持する。
- (9) 財務諸表利用者からは、売上原価 (cost of revenue) と販管費の分解に焦点を当てたアプローチを支持する意見が多く聞かれており、我々の法域においては部分マトリックス法 2 の検討を進めている。

- (10) 営業費用の分析を正しく行うことは非常に重要であり、部分マトリックス法という、情報提供に関する、より現実的なアプローチを考えたことは評価する。部分マトリックス法は完全マトリックス法に比べてコストが低くなる可能性があり、情報の入手可能性を高めることにつながると考える。
- (11) 財務諸表利用者からは、適切なキャッシュ・フロー分析を行うための営業費用の性質別情報の入手は、部分マトリックス法でも可能であろう、との意見が聞かれている。
- (12) 作成者からはかなり否定的な意見が聞かれている。特に、グループ企業間でシステムが異なっているケースや内部取引が多いケースについて懸念が示されている。
- (13) 我々の法域においては、実務上、多様な表示が行われており、営業費用の性質別分解情報の提供は難しいものではないとの認識である。なお、当該情報提供のためには、特定のモデルを設けるのではなく、一般的なガイドラインを提案する方が適切であると考ええる。
- (14) 部分マトリックス法が実務上どのように機能するのかや、コストと便益をよりよく理解するため、費用対効果だけでなく情報の有用性という観点からも、さらなる検討やアウトリーチを行う必要があると考える。
- (15) 業界による違いを把握することも重要であるため、対照的な複数の業界におけるアウトリーチの実施を検討して頂きたい。
- (16) 再公開草案の公表という事態を避けるためにも、論点を絞ったうえで今後の協議を進めていく必要がある。

情報開示コスト

- (17) 作成者からは、大幅なシステム変更が必要となるなど、情報開示コストが多額となることに懸念があるとの意見が聞かれている。
- (18) コストに関する懸念はあるものの、情報の重要性を鑑みるとそのコストは正当化されると考える。
- (19) 営業費用の性質別分解情報は投資家にとって非常に重要であるため、その提供に係るコストを削減するために何ができるかを追求することもまた重要であると認識している。基準設定により情報開示コストを軽減する方法についての IASB の分析は評価する。今後も検討を続けて頂きたい。

- (20) 情報開示コストについては、テクノロジーの進化により、直線的ではないにしろ時間の経過とともに低下する可能性がある。(IASB 理事)
- (21) 重要なのは、コストと便益のトレードオフを見極めることである。(IASB Barckow 議長)

V. サプライヤー・ファイナンス契約

議題の概要

18. 本セッションでは、IASB 公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」（コメント期限：2022 年 3 月 28 日）（以下「サプライヤー・ファイナンス契約に係る公開草案」という。）に対する予備的なフィードバックの提供が求められている。
19. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 提案された開示目的に同意するか。
 - (2) 提案された開示によって、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を投資家が評価することができるようになると考えるか。
 - (3) 提案された開示のうち、最も有用と思われるものはどれか。最も有用性が低いと思われるものはどれか、また、何が不足していると思われるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

20. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) サプライヤー・ファイナンス契約を定義しないことで、幅広い取引をカバーできるようにした IASB の方向性は評価できる。しかし、我々は企業の流動性リスク管理およびキャッシュ・フロー管理について、現在提供されている情報では不十分であるということが取り組むべき根本的な問題であり、提案された文言でもまだ範囲は狭いのではないかと考えている。新たな契約が組成される可能性が今後もあり、会計基準はそのような新たな契約にも追加的な基準設定なしに対応できるような頑健なものであるべきと考える。
- (2) FASB も同様のプロジェクトに取り組んでおり、IASB と FASB が緊密に連携して、同一または類似の基準となることを提言する。

21. ASBJ からの発言に対する又は関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) サプライヤー・ファイナンス契約を定義していないものの、サプライヤーの資金調達の目標が正確に記述されているため、ある種のクローズドな定義になってしまっているのではないかと考える。その結果、開示の範囲が狭まってしまうことになるか

もしれないことには気をつけなければならない。

参加者のその他の発言

22. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(開示目的)

- (1) 提案された開示目的に概ね同意する。
- (2) サプライヤー・ファイナンス契約は、特定の状況下では、財政状態やキャッシュ・フローだけでなく、財務業績にも影響を与える可能性があることも開示目的の設定にあたり考慮する必要がある。
- (3) 企業の流動性リスク・プロファイルも扱うよう拡張される必要があると考える。

(開示)

- (4) 例えば、資金供給者が、開示する企業の信用枠を使って仕入先に支払をした場合が開示対象に含まれるか否かなど、開示対象となる契約の範囲について、どのような種類の契約が含まれるかが不明確である。
- (5) 包括的な開示のパッケージは評価できるが、開示の議論においては、ユーザーの情報ニーズに対応した細分化した要件が必要である。開示は、サプライヤー・ファイナンス契約によるキャッシュ・フローへの影響を理解できるものでなければならないと考える。
- (6) 仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額を開示する提案は、開示される情報の入手可能性および監査可能性に問題があると考ええる。
- (7) 仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額を開示する提案について、新たな負担を企業に課してまで入手を求めている情報が開示目的にどのように関連しているのか疑問である。
- (8) 仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額を開示する提案の代替案として、期首および期末時点のサプライヤー・ファイナンス契約の対象支払債務の残高、年度内に追加した金額、そして購入者が支払う金額をフローで開示することや、平均支払日数の開示は有用だと考える。
- (9) サプライヤー・ファイナンス契約の対象支払債務の期末残高の情報だけでなく、年度内に追加した金額、そして購入者が支払う金額を調整表で開示するなどによ

り、契約により年間を通じて発生するキャッシュ・フローの総額に関する情報が開示されると、その年の取引の規模を示すことができ有用と考える。

- (10) IAS 第 7 号を改訂する提案について、第 44H(c) 項の要求事項の提案¹は、すでに金融負債の満期分析の開示が求められており、IFRS 第 7 号第 39 項の開示要求と重複すると考える。
- (11) サプライヤー・ファイナンス契約対象となる金融負債の支払期日の範囲を開示する提案について、最長と最短の支払期日が大きく離れている場合には、支払期日の平均値の開示は有用と考える。
- (12) 提案された開示で最も有用と思われるのは、期首及び期末時点における契約の一部である金融負債の帳簿価額及び科目の開示などを要求する、IAS 第 7 号の改訂案の第 44H(b) 項である。
- (13) サプライヤー・ファイナンス契約の対象支払債務の期末日残高のみを要求する IASB の提案は、期首と期末の残高情報をそれぞれ比較することにより、企業にとって重要なフロー情報を別の方法で入手できるものと考ええる。(IASB 理事)
- (14) サプライヤー・ファイナンス契約がキャッシュ・フロー計算書に及ぼす影響や、契約により生じるキャッシュ・フローが、キャッシュ・フロー計算書のどの項目に含まれているかについての情報を開示することが必要と考える。
- (15) IAS 第 7 号改訂案の第 44B 項では、キャッシュ・フローの非資金変動を、財務活動から生じる負債に関する開示の中で整理しているが、買掛金の支払を資金供給者が行う場合に、開示する企業が資金供給者からのキャッシュ・インフローと仕入先へのキャッシュ・アウトフローを両建てとするか、非資金変動としているのかわかるように明確にした方が良く考える。
- (16) IAS 第 7 号の包括的な改訂又はキャッシュ・フロー計算書がサプライヤー・ファイナンス契約に関する情報を提供しているかという観点の検討も必要ではないか。
- (17) 我々の法域からは、金利やサプライヤー・ファイナンス契約の契約方針に関する追加的な情報の開示要求を提案する意見が聞かれた。
- (18) サプライヤー・ファイナンス契約ごとの開示を要求することは利害関係者の誤解を招く可能性がある。また、財務諸表利用者の情報ニーズに対処するような表示

¹ 報告期間の期首及び期末現在での、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない買掛金の支払期日の範囲の開示を要求する提案。

の分解に関する要求事項が必要である。

VI. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

23. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2022 年 7 月 11 日及び 12 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

24. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) 動的リスク管理 (DRM)
- (2) 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- (3) 資本の特徴を有する金融商品 (FICE)
- (4) IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定
- (5) 基本財務諸表

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

25. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

26. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) FICE プロジェクトについて、公開草案はいつ公表されるのか。
⇒現時点では未定である。(IASB Barckow 議長)

(2) IFRS 第 9 号の適用後レビューにおいて、ESG 目標に連動している金融商品は重要な論点であるが、各法域でどのような状況にあり、実際には会計上の問題がないと考えているのかどうか教えてほしい。会計上の問題を解決しようとする前に、問題の所在を確認することは有益であるとする。

⇒既存の要求事項について、適用上の問題がある場合には幅広い対応が可能だが、適用した結果が意思決定に有用な情報を提供しない場合には基準設定が必要となる。次回の会議資料送付までに、特定の金融商品に対する懸念であるかどうかも含めて、できる限り整理したい。(IASB Barckow 議長、IASB 理事)

(3) 次回の議題として、次のプロジェクトの近況報告が考えられる。

① 料金規制対象活動：今回の ASAF 会議では、初期的な議論しか行われていないため。

② セール・アンド・リースバック：2021 年 12 月及び 2022 年 2 月に暫定決定されており、公開草案の最終化に向けて、IASB が行ったアプローチに注目しているため。また、IFRS 第 16 号の適用後レビューの可能性との相互作用についても議論したいと考えている。

⇒2021 年 12 月に IASB ボード会議において、セール・アンド・リースバックに関する既存の当初測定の変更事項を変更するのではなく、当初に生じたリース負債の事後測定で認識された特定の部分に対応するという主要な意思決定のための審議は完了した段階にあると考えている。現在、最終化に向けた作業を行っており、他の問題が明らかになった場合を除き、IASB ボード会議で再審議することは予定していない。（IASB スタッフ）

③ インフレ経済下における財務報告：我々の法域では重要な論点となっている。

④ サステナビリティ報告と財務報告のコネクティビティ：我々の法域では議論を開始しているが、ASAF メンバーで意見交換をするのがよいと考えている。

⑤ IFRS for SMEs：2020 年の後半に包括的なレビューが行われたが、その後の状況について教えてほしい。

⇒まだ議論すべき項目はあるが、公開草案の作成に向けた検討は最終段階にある。（IASB Barckow 議長）

⑥ 第 3 次アジェンダ協議：我々の法域において IASB の議論の動向を注目しており、ASAF メンバーにとっても有益であると考えられる。

以 上